

令和4年度 重要事項説明書

教育及び保育の提供を開始するにあたり、当園が説明する事項は次のとおりです。

1 施設の概要

施設の種類	幼稚園型認定こども園				
施設の名称	認定なぎさこども園				
所在地	松本市渚1-1-9				
連絡先	TEL/FAX 0263-25-0632				
利用定員		1号認定	2・3号認定	合計	70人
	0歳児	—	0人		
	1歳児	—	6人		
	2歳児	—	12人		
	3歳児	5人	12人		
	4歳児	5人	12人		
	5歳児	6人	12人		
認可年月日	平成30年3月30日				

2 施設の目的・運営方針

目的	教育基本法及び学校教育法に従って、幼稚園機能と保育所機能をあわせもつ学校として幼児教育および保育を行うために、適当な環境を与え、よりよき習慣を養い、より豊かな経験を得させ、健全な心身の発進を図ることを目的とする。
運営方針	「健康で明るくのびのびした子」「みんなと仲良くあそべる子」「思いやりがあり命を大切にする子」「たくましく情操豊かな子」を園目標として掲げる

3 施設・設備等の概要

敷地	全体	1517.05 m ²		
建物	構造	鉄骨造	延べ面積	696.6 m ²
施設の内容	乳児室・ほふく室	1室	保育室	5室
			遊戯室	1室
	調理室	1室	幼児用トイレ	3室
	調乳室	1室	事務室	1室
設備の種類	冷暖房（全室）、プール			
その他	園庭（屋外遊戯場）			

4 教育を提供する日及び時間（1号）

開園日	月曜日から金曜日
休園日	土・日曜日・祝祭日、春季・夏季・年末年始休み、職員研修日 その他必要とする日
保育時間	9：00 から 14：00

やむを得ない理由により上記時間外の登園・降園となる場合は、別途緊急延長保育料金が発生します。料金は次のとおりとします。

30分までの延長	200円
31分～1時間までの延長	300円追加（例）1時間延長の場合は合計500円
以後1時間毎	300円追加（例）2時間延長の場合は合計800円

緊急延長保育は、あくまでも緊急・突発的な理由で送り迎えが遅れる場合の緊急対応となります。

当日、もしお迎えが遅れそうになりましたら、必ず事前にこども園まで電話連絡をお願いいたします。

5 保育を提供する日及び時間（2・3号）

開園日	月曜日から土曜日
休園日	日曜日・祝祭日、年末年始、職員研修日その他必要とする日、 園の行事等により保育が困難とされる日
開園時間	7：30 から 19：00

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

保育短時間認定	保育時間	8時30分 から 16時30分
	延長保育時間	7時30分 から 8時30分 16時30分 から 19時00分
保育標準時間認定	保育時間	7時30分 から 18時30分
	延長保育時間	18時30分 から 19時00分

*上記保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、別途延長保育料が必要となります。

延長保育を利用せずに上記時間外の保育が必要な場合は緊急延長保育の扱いとなり、別途緊急延長保育料金が発生します。料金は次のとおりとします。

7:30~8:30	300 円
30 分までの延長	200 円
31 分~1 時間までの延長	100 円追加 (例) 1 時間延長の場合は合計 300 円
以後 30 分毎	100 円追加 (例) 2 時間延長の場合は合計 500 円
18:30~19:00	500 円

6 一時預かり

当園に在園する1号園児に対し、平日・土曜日及び長期休暇（夏季・春季の希望保育は対象外）のとおりに実施します。（事前申込が必要です）

平日	7時30分から8時30分まで（早朝）	300 円/回
	2時から18時30分まで	200 円/時間
長期休暇 土曜日・	7時30分から18時30分時まで	200 円/時間

*平日はおやつ代 50 円/回、土曜日は土曜給食費 400 円/回を別途徴収します。

7 職員体制

職 種	職務の内容
園 長	園務をつかさどり、職員を監督する。
教 務 主 任	園長を補佐し園務を整理するとともに、必要に応じ幼児の保育・教育をつかさどる。
保 育 教 諭	幼児の保育・教育をつかさどる。
保 育 補 助	担任保育教諭の補佐として、幼児の保育に従事する。
事 務 員	事務に従事する。
給 食 調 理 員	栄養士の作成した献立に基づき、給食を調理する。（「銀のオープン」に委託）

8 提供する教育・保育の内容

当園は、幼稚園教育要領（平成20年3月28日文科科学省告示第26号）及び保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育の提供

上記4および5に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 延長保育

(3) 一時預かり

9 食事の提供方法等について

(1) 食事の提供方法

自園調理（「銀のオープン」に委託）

(2) 食事の提供を行う日

(ア) 教育・保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

(イ) 行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

(ウ) お盆期間はお弁当の持参をお願いします。

(エ) 献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

(ア) アレルギーその他の事情により給食に配慮が必要な場合は、栄養士・担当保育教諭・保護者との三者面談にて、可能な限りお子さんに合わせていきますので、ご相談ください。その際、医師によるアレルギー対応食指示書の提出が必要です。

- (イ) アレルギー食材の除去のみではなく、代替食の提供もしています。(アレルギーの程度によっては、代替食による対応が困難と判断しお弁当の持参をお願いする場合があります。)

10 利用者負担について

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担（実費徴収）

(1)に掲げる保育料のほか、保育の利用に通常必要とされる経費で、保護者の方にご負担いただくことが適当と考えられる費用を負担していただきます。

種類	額
3歳以上児の給食費	月額4,500円
3歳以上児の主食費	月額1,000円
3歳未満児の主食費	月額500円
2・3号認定園児のおやつ代	2号：月額500円 3号：月額1000円
土曜保育に掛かる給食・主食・おやつ代	1回400円
英語・ヴァイオリン教室費	1・2号：月額2000円 3号：月額1500円
その他当園の利用において必要とされるもの（教材費・冷暖房費・文集費等）	園長が定める金額

(3) 延長保育の利用者負担額

市町村が定める額をお支払いいただきます。

11 利用の開始及び終了に関する事項等

- (1) 1号認定は当園が、2・3号認定は松本市が入園決定した支給認定保護者が、利用の開始に同意した後、教育・保育の提供を開始します。
- (2) 以下の場合には教育・保育の提供を終了します。
 - (ア) 1号認定・2号認定園児が小学校就学の始期に達したとき
 - (イ) 児童の保護者が子ども・子育て支援法等に定める支給要件に該当しなくなったとき
 - (ウ) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1.2 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に体調急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者に連絡をし、保護者の指示に従います。

1.3 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める危機管理マニュアルにて対応いたします
所轄消防署	渚消防署
所轄警察署	松本警察署
避難訓練	火事・地震等自然災害、不審者侵入を想定した避難訓練を毎月実施
避難場所	田川小学校
園児の引渡し方法	「キッズビュー」にて避難の有無・お迎えの必要不要かを連絡、大規模災害の場合は避難場所にて引き渡し

1.4 賠償責任保険の加入

保険の種類	日本スポーツ振興センター災害共済
保護者負担	1号認定：年額280円 2・3号認定：年額360円

1.4 要望・相談の受付

開園時間内において、園長・事務・教務主任が対応します。

利用時間	午前9時～午後18時
連絡先	TEL/FAX：0263-25-0632

1.5 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

児童福祉法（第18条の22（保育士の守秘義務））等に基づき、厳正に管理し、取扱います。

また、市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の利用者負担額（保育料）の情報は、必要な事務に限定して利用するもので、他の目的で利用又は外部に提供することはありません。